

4 月度 生産組合長会議 案件

となみ野地域水田農業推進協議会

1. 令和 5 年度作付け計画の変更について

【 P. 3 】

本年 2 月に提出された水稻共済細目書に基づいて交付金申請等の書類整備をしています。作付け計画が変更になった場合は助成金や交付金などに影響が出ますので、農家への周知と、変更の事実が確認出来たら速やかに、別紙を営農指導員まで提出してください。

配布物 令和 5 年度水稻共済細目書の生産者控え

2. 令和 5 年度経営所得安定対策等交付金交付申請書の提出について

【 P. 4～P. 7 】

令和 5 年度の経営所得安定対策等交付金申請をされる方は、封筒内の申請書の記入箇所 2 か所を記入のうえ、下記の期限までに支店・営農指導員へ提出してください。

(申請期間)

4 月 27 日 (木) ～ 5 月 22 日 (月) 但し、土日は除く

(封筒の配布先)

認定農業者・営農組織以外の農業者で、交付金対象者 (対象者がいない集落も有り)

(封筒の内容)

- ① 経営所得安定対策等交付金交付申請書の控え
- ② 交付申請の内容 (詳細) / 経営所得安定対策等交付金交付金の交付申請に関する誓約事項
- ③ 環境と調和のとれた農業生産の実施に係る確認事項 / 個人情報の取扱い
- ④ 安全な農作業の実施に係る確認事項

(注意事項)

昨年は代理申請でしたが、本年は様式が変わりましたので、個別申請になりました。

3. 令和 5 年度経営所得安定対策 水田活用の直接支払交付金 (産地交付金) について

現在検討中です。決定後、ご案内致します。

4. 令和 5 年度生産調整計画図面の提出について

【 P. 8 】

提出期間 4 月 27 日 (木) ～ 5 月 22 日 (月) 但し、土日は除く

提出物 ① 生産調整圃場の地図 (該当農家か記入) 別紙の提出圃場一覧表参照
② 集落全体地図 (生産組合長が記入) すべての作物等に色塗り

注意事項 期日までに①、②を提出されない方や地図が不備な場合は、申請を辞退したものとみなします。

5. 令和5年度生産調整等実施水田の現地確認について

【 P. 9～P12 】

確認期日 6月7日(水)

班編制、集合場所は別紙を参照ください。

また、現地確認を円滑に行うためにも「生産調整確認要領」をご一読願います。

6. 経営所得安定対策等の要綱改正について

令和4年度に交付対象水田の見直しが行われました。具体的には、「5年間(R4～R8)に一度も水張り(水稲作付け)がおこなわれない農地は交付対象水田としない」となりました。

井波・福野地域では、「自家菜園」や「育苗ハウス」、「出荷野菜類」や「果樹類」などを、令和4年より5年間連続して作付けした圃場が対象になります。

今すぐに対応する必要はないと思いますが、今のうちから作付け計画を考えておく方が良いかもしれません。なお、畑地化をすればもらえる補助金がありますので、お知らせします。

7. 令和4年度産地交付金について

令和5年3月22日に入金されています。支払い明細を該当農家に郵送しました。

となみ野地域水田農業推進協議会（FAX：22 - 4728）行

〔 富山県農業共済組合 砺波地域農業共済センター
となみ野農業協同組合 井波中央支店・福野支店 〕

発信日付： 年 月 日

令和 5 年 作付内容変更報告 兼 問い合わせ用紙

【 作付内容変更 】

細目書 農業者名	地名地番	変更内容 ○をつける	当初内容	変更後内容	備考
《記入例》 水田協 太郎	P 8 耕地番号 南砺 137-1	面積 作物 異動 耕作者	てんたかく 25.2a	コシヒカリ 23.2a 自家菜園 2.0a	
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			
	P 耕地番号	面積 作物 異動 耕作者			

【 問い合わせ 】

発信者	氏名		面積確認欄			水田協フェック欄				
	連絡先		合計	水稻 面積計	転作等 面積計	細目書転記	データ入力	2号様式	農業共済	営農指導員
	TEL 又 FAX 番号									

内容が解るものであれば、この様式にはこだわりません。また、E-mailの場合は inatofu@p1.coralnet.or.jp のアドレスに送信してください。

経営所得安定対策等交付金交付申請書

年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

Application form for business income stabilization measures, including fields for applicant name, address, and business status.

氏名とふりがなを記入して下さい。

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確定であることが必要です。

Section 2: Application content, including checkboxes for direct payment and income reduction measures.

Section 3: Confirmation of eligible crops, with a grid for various crop types.

Section 4: Confirmation of food system strategy, with checkboxes for implementation status.

Section 5: Confirmation of registration details, including checkboxes for changes.

Administrative codes and checkboxes for local organizations like agricultural associations.

年 月 日

記入例

Example application form for Section 6, showing a table for crop production area.

⑥ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

Table with 3 columns: 対象農産物 (Target Crop), 地域等区分 (Regional Division), 生産予定面積 (Planned Production Area).

⑦ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

Checkboxes for 10% and 20% reduction rate savings plan options.

⑧ 消費税の課税事業者・免税事業者等の状況(ゲタ申請者が記載)

令和5年6月末時点の状況について、該当するものにレ印を記入してください。免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

Checkboxes for tax status: 課税事業者 (簡易課税事業者含む), 免税事業者, 各構成員が申告.

⑨ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)

Checkbox for: 過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

⑩ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

Checkbox for: 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

Administrative codes and checkboxes for local organizations on the reverse side.

交付申請の内容(詳細)

(1) 水田活用直接支払交付金

水田活用直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱のIVの第2の1の(7)、IVの第2の2の(9)の⑥のエ及びIVの第2の3の(6)の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

① 面積払

面積払の交付を受けたいので、実施要綱のIVの第1の1の(2)の③のオの(イ)の規定に基づき、交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(注) 面積払の収穫後交付(申請)を希望した場合は、数量払交付申請書を提出する際、対象畑作物の収穫状況により、面積払交付の希望の有無を申請してください。

② 数量払

数量払の交付を受けたいので、実施要綱のIVの第1の1の(2)の②のアの(エ)の規定に基づき、対象畑作物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

(注) 数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」(様式第9-1号)に、確認書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写し、品質区分の確認の結果を証明した書類の写しなど)を添付して、地方農政局等に提出を行うことが必要になります。

(3) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の交付を受けたいので、実施要綱のIVの第1の1の(3)の②のアの規定に基づき、8月31日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領(令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知)に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。

また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。

〔なお、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合においては、所有権の一部合意解除により、サンプルの確保に務める必要があります。〕

2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

〔上記の事項は、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金に波及する場合もあるため、十分に注意願います。〕

(1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請したことが判明した場合**

(2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合**

(3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないこと**や、**正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと**、**その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合**

(4) **必要書類が保管されていないため**、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、**必要書類が保管されていたとしても提出を拒む場合**

(5) 地方農政局等による「**経営所得安定対策等立入調査**」に応じない場合、また、同調査において、**虚偽の回答等を行った場合**

個人情報の取扱い

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項

1 土づくりの励行	土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
2 適切で効果的・効率的な施肥	施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
3 効果的・効率的で適正な防除	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
4 廃棄物の適正な処理・利用	循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
5 エネルギーの節減	温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。
6 新たな知見・情報の収集	環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
7 生産に係る情報の保存	生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。

このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務所及び都道府県で必要最小限度内の範囲内において利用する場合があります。

この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務の手続上、申請書等の記載内容の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、対策加入者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

安全な農作業の実施に係る確認事項

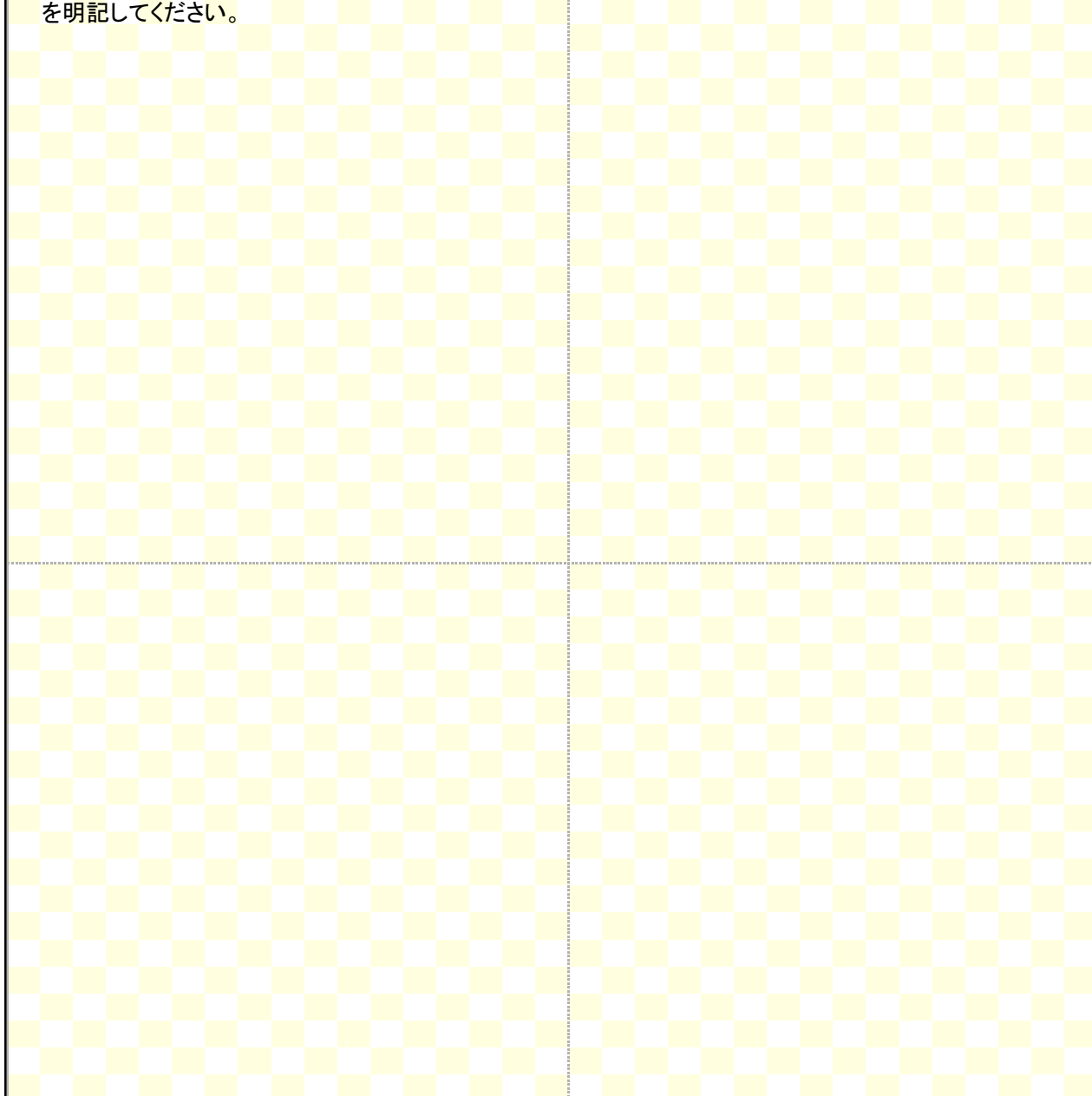
- 1 乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。
- 2 ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。(乗用型トラクター)
- 3 ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。(農業機械全般)
- 4 ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になっているか確認し、必要に応じて整備していますか。(農業機械全般)
- 5 駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。(農業機械全般)
- 6 PTO軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。(乗用型トラクター)
- 7 歩行型トラクターをバックで使用する時は、背後に挟まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やつまずくおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。
- 8 デッドマン式クラッチや緊急停止装置、挟圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。
- 9 熱中症予防のため、暑い日に農作業を行う時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるような状態にしていますか。

令和5年度 生産調整計画図面

生産組合名		農家氏名	
-------	--	------	--

①	地名・地番		②	地名・地番	
	本地(水田)面積	a		本地(水田)面積	a

※圃場を分割して作付する場合は、**作物毎に寸法を記入**してください。野菜は、**出荷** か **自家用** かを明記してください。



※ **面積を計算**し、小数点第1位までa単位で記入してください。
 ※ 分筆した圃場は、**細目書の面積と一致するか確認**してください。

③	地名・地番		④	地名・地番	
	本地(水田)面積	a		本地(水田)面積	a

5となみ野協 第2号
令和 5年 4月 26日

井波地区 生産組合長 各位

となみ野地域水田農業推進協議会
会 長 佐野 日出勇 (公印省略)

令和5年度生産調整等実施水田の現地確認について

日頃は、経営所得安定対策の推進につきまして多大のご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

つきましては、下記のとおり令和5年度生産調整等実施水田の現地確認調査を実施いたしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 確認実施日 令和 5年 6月 7日 (水) 午前9時～
(一部の地区は、午後1時00分～)
2. 集合場所 ファーム八乙女事務所・・・(南山見地区の方)
井波中央支店・・・・・・(井波高瀬地区・山野地区の方)
3. 持参するもの (1) 認印 (転作確認印、日当などの請求印)
(2) 雨具 (雨天の場合)
(3) 長靴 (圃場に入る場合が有るので)
4. その他 (1) 令和5年度生産調整確認要領を一読ください。
(2) 確認圃場への案内と面積測量にご協力ください。
(3) 当日、都合の悪い方は、必ず代理の方の出席をお願いします。
(4) 手当は、日当2,500円、車借用料2,000円です。後日指定口座に振込します。尚、振込口座は営農購買課に届け出された口座とします。
(5) 手当と車借用料の請求印、領収印を押印願います。

以上

となみ野地域水田農業推進協議会
TEL 22-4720 FAX 22-4728
E-mail inatofu@p1.coralnet.or.jp

令和5年度 となみ野地域水田農業推進協議会 井波地区 生産調整現地確認人員配置計画

現地確認実施日：6月 7日（水） 午前9時より （一部の組織・地区は、午後1時より）

井波地区班編成

地区名	集合場所	班	現地確認の実施地区	生産組合長 農業者	担当者	配置車両	確認にかかった時間
井波	井波中央支店		今町、北川、藤橋、上山見、下山見		(協)	協議会	13:00 ~
南山見	ファーム 八乙女事務所	1	谷川農園(含、東城寺)、連代寺	谷川 1名、1名(連代寺)	★(井)	J A車 (井)	9:00 ~ :
		2	志観寺、谷、里領	3 名	(市)	生産組合長	9:00 ~ :
井波 高瀬	井波中央支店	3	神子畑、勸学院	2 名	(福)	J A車 (福)	9:00 ~ :
		4	愛農、信農	2 名	(市)	市農政課	9:00 ~ :
		5	大宮司、三清東、楽農志farm	2名、岩倉1名	★(井)	生産組合長	9:00 ~ :
山野	井波中央支店	6	坪野(東部、中部、西部)	3 名	(福)	生産組合長	9:00 ~ :
		7	山斐、岩屋東部	2 名	(共済)	共済センター	9:00 ~ :
		8	岩屋西部、かとり-岩屋	1名、かとり-1名	(福)	J A車 (福)	9:00 ~ :
		9	飛驒屋(東部、西部)、清水明	3 名	(井)	J A車 (井)	9:00 ~ :
		10	野能原、井波軸屋	2 名	(農林)	農林振興センター	9:00 ~ :
		11	安室、かた農園	1名、かた1名	(福)	生産組合長	9:00 ~ :
		12	高屋、専勝寺	2 名	(協)	協議会	9:00 ~ :
大規模 農家	ファーム 八乙女事務所	13	院瀬見(1区~4区)、清玄寺	ファーム八乙女1名	(福)	J A車 (福)	13:00 ~ :
		14	戸板、川原崎、沖	ファーム八乙女1名	★(井)	J A車 (井)	13:00 ~ :
				30 名	15名	10台 + 4台	

※注：担当者名欄の略称は、下記の略である。

(市)=南砺市農政課 (農林)=農林振興センター (共済)=農業共済センター (井)=井波中央・本町支店 (福)=福野支店 (協)=推進協議会

★マークが付いている方がその地区の責任者になりますので、確認後の取り纏めをお願いします。

令和5年度 生産調整確認要領

- 日 程 井波6月7日(水)、福野6月8日(木)・9日(金)、利賀7月7日(金)
- 集合場所 班編成表参照
- 集合時間 8時50分(午前9時から現地確認実施)
(一部の地区は、午後0時50分集合、午後1時より現地確認実施)
- 携行品 協議会準備：確認野帳及び生産調整計画図、メジャー2個、付箋、
下敷き、フリクションペン(赤色)
各自で準備：電卓(担当者)、印鑑、雨具(雨天決行)

当日のスケジュール

1. 立会者(生産組合長)の出欠確認。「現地確認日当・車借り上げ料、請求書兼領収書」に押印。(押印書類は、班編成表★印の各地区責任者のみに配布)
2. 携行品を受け取り出発。【確認項目①②】
3. 現地確認終了後、集落ごとの確認にかかった時間を記入報告。
4. 確認野帳の合計面積の変更と集計を記載。【確認項目③】
5. 確認者欄に担当者と立会者(生産組合長)の押印。
6. 携行品を返却し、終了した班から解散。

確認項目

①地名・地番・生産調整面積・耕作者の確認

- ◎ 「①確認野帳」「②生産調整計画図面(生産者記入)」「③全体地図」の照合。
- ◎ 生産調整の筆の作付け内容と耕作者を全て確認し、確認できたものについて
①～③全てに赤フリクションペンでチェックを入れる。
 - ・前作の作物が収穫済みの場合、生産組合長に栽培の跡か聞き取りにより確認する。
 - ・②と現場の相違がある場合には、測量し直し紙に書き残す。
 - ・②の提出が無くても、前年から①の面積変更がある場合は1筆全体の形状を裏面等へ記入し、測量した場所と計算式、面積を記入する。

①確認野帳						②図面		③全体地図
地名地番	本地	水稻	転作面積	作物名	耕作者名			確認場所に↓
苗島 305	15.0	10.0		コシヒカリ		5m×10m ナス5.0↓		
苗島 305 ↓			5.0 ↓	出荷ナス ↓	水田協太郎 ↓			

- ◎ 当日現場で①～③に記載がない作付けを発見した場合、測量確認する。

転作場所を変更し水稻を作付した圃場が他にある可能性が非常に高いので、必ず周辺の作付け確認を行う。解決できない場合は生産組合長を通じて農家への確認をお願いし、水田協へ連絡してください。確認野帳に付箋を貼る。

- ◎ 調整水田は1ヶ所が1a(100㎡)未満、額縁型、複数型は認定しない。

◎ 下記の②作物分類を参考に面積を分けて測量する。

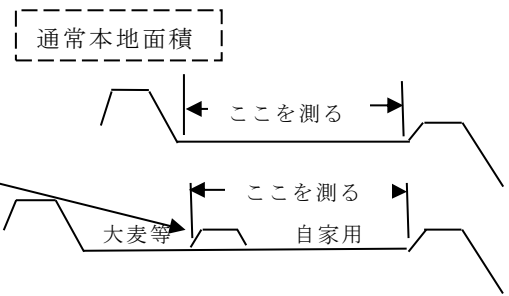
・ 小数点第1位までのアール単位で記入する。

(例: 125.75 m² → 1.3 a)

・ 畦畔(あぜ)の外側から測量する。

(一筆内に畦畔を作成し、畑としてある場合)

・ 分筆された合計面積＝本地面積とする。



②作物分類

■ 戦略作物「大麦、大豆（エンレイ・シュウレイ）、飼料作物」

■ 「ソバ」

■ 特産振興作物（出荷組織の構成員が作付けしている）

・ 井波「球根, 里芋, 白葱, ニラ, 玉葱, 菊, 小松菜, 梅, 林檎, リンドウ」

・ 福野「球根, 里芋, 白葱, ニラ, 玉葱, 菊, 小松菜, スイートコーン, 林檎, リンドウ」

・ 利賀「ハウレンソウ, ミョウガ, 白爵カボチャ, 赤カブ, 玉葱」

■ その他の出荷販売作物

・ 単に野菜でなく、具体的な代表作物名を記入。（複数作付している場合）

・ 果樹類、自家菜園は分ける。

■ 地力増進作物

「レンゲ, エン麦, ソルゴー, クロタラリア, ヘアリーベッチ, クローバー」

■ 自家菜園、景観作物、調整水田、永年性作物、自己保全管理、かい廃等

◎ 「自家用大豆, 里芋」等出荷しない作物については、「**自家菜園**」と記載

◎ 聞き取りにより特産・出荷販売等交付金対象水田と判明した圃場は

自家菜園と分けて測量し、「**出荷○○**」と記載する。

③現地確認後

◎ 集合場所へ戻り、個人ごとの水稲、生産調整面積を再集計する。

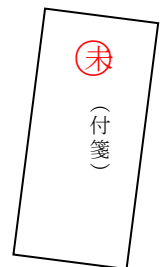
・ ①②の面積を同一にする。

◎ 変更や不明な事が発生した場合は確認野帳に記載する。

・ その場で結論を出さずに、付箋をつけて内容を必ず書き残す。

◎ 未作付けの場合は作物名の後ろに⊗と赤書きし、

確認野帳に付箋を貼る。



例年、「地図のみに記載し、確認野帳を変更してない」「再計算をしてない」事が多いです。必ず確認野帳へ転記してください。